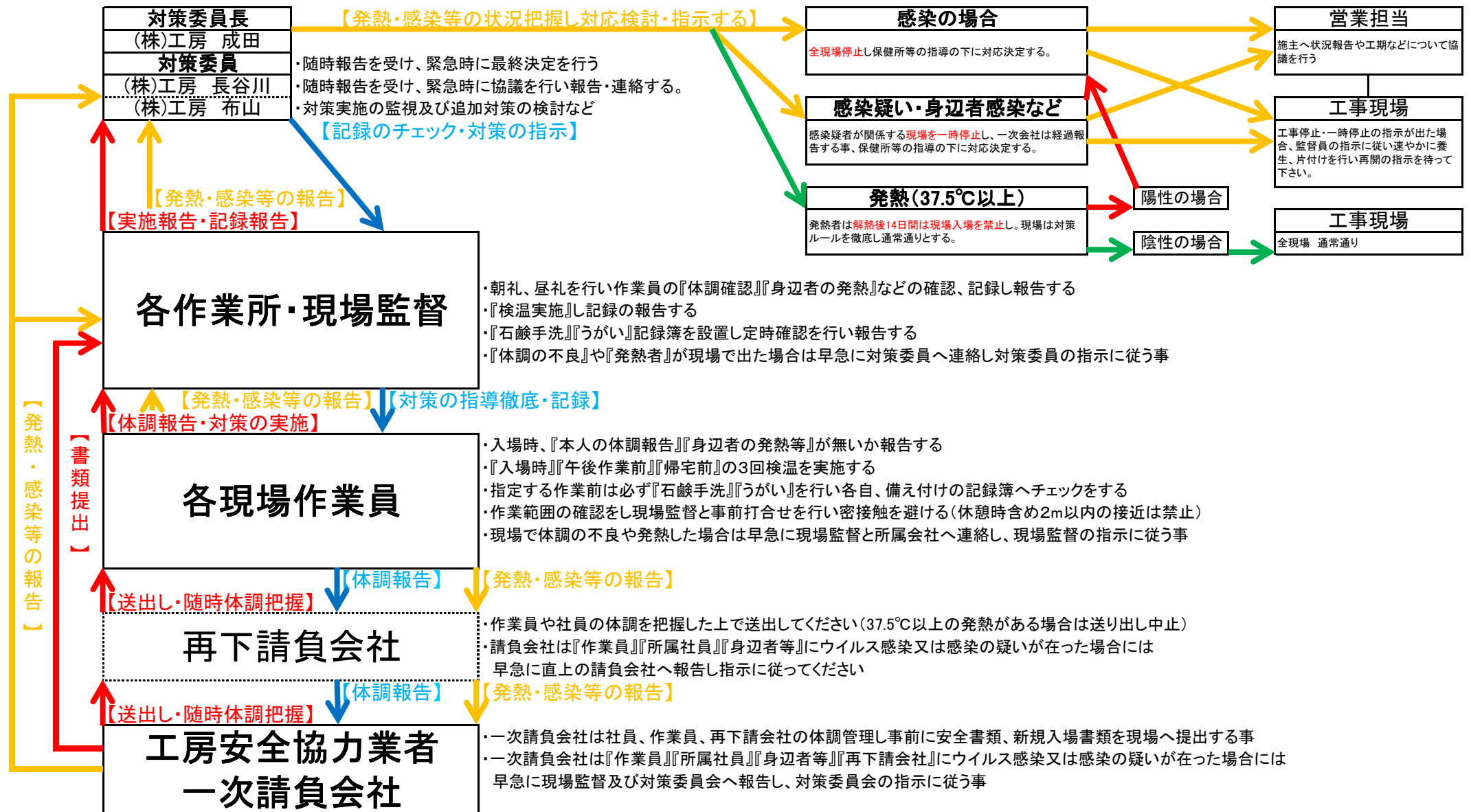


(株)工房 コロナウイルス対策フロー 2020/04/22作成



(株)工房 コロナウイルス対策 現場監督への指示 2020/04/22作成

現場監督への指示

- 安全書類・作業員名簿の徹底管理し作業員名簿を+メッセージで写真報告する
 - 作業員名簿の写真報告は作業初日の9:15までに写真報告する事 ●既に作業継続している業者の名簿も追加して早急に写真報告する事
 - 安全書類、作業員名簿の無い業者は入場禁止を徹底する事 ●既に作業を終えて現場入場予定の無い作業員名簿の写真提出は不要とする
- 新規入場者アンケート【改】の確認及び新規受入教育を行い+メッセージで写真報告する
 - 新規入場者アンケートは作業初日の9:15までに写真報告する事 ●体温と一次協力会社確認欄に記載が無い場合は入場禁止を徹底する事
 - 既に作業継続又は継続予定している業者も次回入場時に新規入場者アンケート【改】の書類を再提出させ写真報告する事
- 作業員名簿と新規入場者及び作業員名を突合せて確認
 - 作業員名簿に記載の無い作業員は入場禁止を徹底する事 ●作業員名簿の追加記載は一次請負会社の責任者又は職長が記載する事
- 検温記録表(別紙配布)は定時に実施し、検温記録して記録簿を+メッセージで写真報告をする
 - 定時検温は現場監督が行い記録する事 ●現場監督も検温を行う ●非接触型体温計は現場監督が管理する事
 - 時間は8:00(入場時)に記録し9:15までに記録簿を写真報告する事 ●再検温、追加検温は記録簿に記載通り
 - 37.5℃以上を確認した場合は作業員を直ちに帰宅させ対策委員へ報告し対策委員の指示に従う事
 - 37.5℃以上の発熱があった作業員は解熱確認から後14日間の入場禁止を徹底する事
- 作業員全員に指定時の『石鹸手洗』『うがい』を義務付け手洗うがい記録簿(別紙配布)へチェックさせ、監督は確認、監視し+メッセージで写真報告する
 - 現場監督は 8:00 10:30 13:00 15:30 17:00 に定時確認し 現場終了時に記録簿を写真報告する事
 - 作業員には作業開始前、休憩後の作業前、昼食後の作業前、作業終了時に『石鹸手洗』『うがい』実施と記録簿チェックを行わせる事
 - 作業前に『石鹸手洗』『うがい』が実施されていない場合は資材、仕上げ物、作業場内、足場などへの接触、接近の禁止を徹底する事
- KYミーティング【改】の実施を確認し+メッセージで写真報告をする
 - 用紙の重要チェック項目にチェックが有る事を確認する事 ●重要チェック項目にチェックが無い場合は書類を写真報告する事
 - 重要チェック項目とは①直近2週間で海外渡航歴は無い②前日に「東京」「埼玉」が休止要請する施設へ行っていない③同居人に発熱や感染疑いの人はいない
 - 重要チェック項目にチェックが無い場合は無チェック項目に応じた処置する事 ①帰国日から14日間の入場禁止 ②7日間の入場禁止 ③常に近況の報告をさせる
- その他
 - 週報は次週工程(作業時間帯、作業内容を記載)を毎週金曜日までに記載
 - 4/27起点の月間工程(GW予定含む)をメールにて提出(成田、長谷川、布山) 4月末迄
 - 資材確保の状況を、仕様が確定か未確定か、確定している物を確保か未確保か、未確保の在庫状況や納期をリスト化してメールにて提出(成田、長谷川、布山) 4月末迄
 - 請負発注で資材一式の場合は 請負業者の使用資材在庫の確認し上記リストへ反映させる
 - 過密工程や集中作業が出ない様に工程など調整して適度な距離を保って作業させる
 - 現場停止になった場合の現場養生や再開時に材料保管が出来るよう準備を進める

(株)工房 コロナウイルス対策 協力業者への指示 2020/04/22作成

協力業者各位へ

☐ 安全書類・作業員名簿の事前提出を徹底する

- 安全書類、作業員名簿の無い業者（再下請含む）は受入及び入場できません
- 作業員名簿に無記名の作業員は受入及び入場できませんので追加記載または名簿差替えの上、作業員を送り出しする事

☐ 新規入場者アンケート【改】(別紙配布)を事前または入場時に提出を徹底する(※会社確認欄がありますので管理者がチェックしてください)

- 一次会社確認欄がありますので作業員の体調確認、体温確認を行って責任者が押印する事 押印無し書類は受付しませんので受入及び入場できません

☐ 社員・作業員に体調不良がある場合は送り出ししない様お願いします

- コロナ感染以外で体調不良など確認した場合は、体調の回復を確認して送り出してください

☐ 社員・作業員の37.5℃以上の熱、コロナ感染、その身近者のコロナ感染があった場合は現場監督及び対策委員へ早急に連絡してください

- 37.5℃以上の発熱者は解熱確認から後14日間の入場禁止となりますので経過報告をお願いします
- 作業員のコロナ感染者が確認された場合はフロー表に従い報告してください全現場停止をし対応を指示します
- 感染疑い、同居者の感染などが確認された場合はフロー表に従い報告してください関係する現場を一時停止し対応を指示します

☐ 社員・作業員・再下請作業員の義務付けした内容を把握し徹底させてください

- 定時の体温測定実施 8:00（入場時） ※37.0℃以上ある場合は再検温 ※検温と記録は監督が行います
- 『石鹸手洗』『うがい』指定時の実施及び記録を作業開始前、休憩後の作業前、昼食後の作業前、作業終了時に行い記録簿へチェックする
- KYミーティング【改】の実施と重要項目チェックを実施
- KYミーティング【改】の重要項目チェックとは ①直近2週間で海外渡航歴は無い
②前日に「東京都」「埼玉県」が休止を要請する施設へ行っていない ※別表の通り
③同居人に発熱や感染疑いの人はいない
- 重要チェック項目にチェックが無い場合は以下の対象となります。 ①帰国日から14日間の入場禁止 ②7日間の入場禁止 ③常に近況の報告をする

☐ 再下請が有る場合は一次協力業者が現場監督と対策委員へ報告してください

☐ 現在、現場を遂行するにあたり様々な混乱を避ける為、材工一式で請負いをしている場合、使用する資材の在庫数及び納期の状況を現場監督へ報告ください

(株)工房 コロナウイルス対策 現場作業員の実施事項 2020/04/22作成

現場作業員の義務

□ 新規入場者アンケート【改】の入場前提出と受入教育の実施

- 一次会社確認欄があります、作業員は体調と体温確認を所属会社の管理者へ報告し押印した書類を提出する事、押印無しは受付しませんので受入及び入場できません
- 既に現場へ新規入場アンケートを提出して作業している方は新規入場者アンケート【改】の再提出をしてください

□ 定時の体温測定実施 8:00(入場時) ※途中入場者は入場時

- 検温と記録は現場監督が行いますので指示に従ってください
- 検温時に37.5℃以上の発熱を確認した場合は速やかに帰宅し所属会社へ報告する事
- 検温時に37.0℃以上の微熱を確認した場合は再検温の対象となりますので現場監督の指示に従い再検温を行ってください
- 発熱後、感染の疑いが無い場合でも解熱確認から14日間は現場入場禁止となります。 所属会社へ経過報告してください
- 発熱後、感染の疑い又は感染の場合は所属会社へ早急に報告し、保健所等の指示に従い適切な処置をとってください

□ 『石鹸手洗』『うがい』指定時の実施及び記録簿チェックをする

- 作業開始前、休憩後の作業開始前、昼食後の作業開始前、終了時に『石鹸手洗』『うがい』を行い本人が記録簿へチェックする
- 作業前に『石鹸手洗』『うがい』が実施されていない場合は資材、仕上げ物、作業場内、足場などへの接触、接近の禁止です

□ KYミーティング【改】を実施し 重要項目へのチェックを行う

- 通常KYミーティングを実施する
- KYミーティング【改】の重要項目チェックとは ①直近2週間で海外渡航歴は無い
②前日に「東京都」「埼玉県」が休止を要請する施設へ行っていない ※別表の通り
③同居人に発熱や感染疑いの人はいない
- 重要チェック項目に該当しなければチェック欄にチェックする
- 重要チェック項目に該当する場合は以下の通り ①帰国日から14日間の入場禁止 ②7日間の入場禁止 ③常に近況の報告をする

□ その他

- 出勤前に自宅で検温を行い発熱や体調不調を感じた場合は出勤を控え、会社責任者又は現場監督へ報告する
- 状況により全現場停止や一時停止などが起った場合は現場監督の指示に従い、速やかに資材や仕上げ物の養生を行い退出する
- 濃厚接触を避ける為、朝礼時に現場監督と作業範囲、作業内容の確認を行って作業開始してください
- 体調不良がある場合、発熱した場合、身近者に感染疑いが在る場合などは早急に所属会社と現場監督へ報告・相談する
- その他に指示が出た場合は現場監督の指示に従う事

(株)工房 コロナウイルス対策 重要項目「休止の要請」がある施設等 2020/04/22作成

令和2年4月13日 東京都発表

東京都における緊急事態措置

基本的に休止を要請する施設(特措法施行令第11条に該当するもの)

【**遊戯施設等**】 【要請の内容】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)

キャバレー・ナトクラブ・ダンスホール・スナック・バー・ダーツバー・パブ・性風俗店・デリヘル・アダルトショップ・個室ビデオ店・ネットカフェ・漫画喫茶・カラオケボックス・射的場・ライブハウス・場外馬(車・舟)券場

【**大学・学習塾等**】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

大学・専門学校・高等専修学校・専修学校・各種学校・日本語学校・外国語学校・インターナショナルスクール・自動車教習所・学習塾・英会話教室・音楽教室・囲碁・将棋教室・生け花・茶道・書道・絵画教室・そろばん教室・バレエ教室・体操教室ハウス・場外馬(車・舟)券場

【**運動・遊技施設**】 【要請の内容】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。

体育館・屋内・屋外水泳場・ボウリング場・スケート場・ゴルフ練習場(※)・バッティング練習場(※)・陸上競技場(☆)・野球場(☆)・テニスコート(☆)・柔剣道場・スポーツクラブ・ホットヨガ、ヨガスタジオ・マーじゃん店・パチンコ屋・ゲームセンター・テーマパーク・遊園地

【**劇場等**】 【要請の内容】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)

劇場・観覧場・プラネタリウム・映画館・演芸場

【**集会・展示施設**】 【要請の内容】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)

集会場・公会堂・展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール

【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼

博物館・美術館・図書館・ホテル(集会の用に供する部分に限る。)*旅館(集会の用に供する部分に限る。)*科学館・記念館・水族館・動物園・植物園

【**商業施設**】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

ペットショップ(ペットフード売り場を除く)・ペット美容室(トリミング)・宝石類や金銀の販売店・住宅展示場(戸建て、マンション)・古物商(質屋を除く。)*金券ショップ・古本屋・おもちゃ屋、鉄道模型屋・囲碁・将棋盤店・DVD/ビデオショップ・DVD/ビデオレンタル・アウトドア用品、スポーツグッズ店・ゴルフショップ・土産物屋・旅行代理店(店舗)*アイドルグッズ専門店・ネイルサロン・まつ毛エクステンション・スーパー銭湯・岩盤浴・サウナ・エステサロン・日焼けサロン・脱毛サロン・写真屋・フォトスタジオ・美術品販売・展望室

埼玉県における緊急事態措置

令和2年4月10日発表

「都が休業要請を行う施設の内容が明らかになりました。本県(埼玉県)はこれまで首都圏一体となって新型コロナウイルス蔓延防止策を講じることとしてまいりました。」

※重要項目に関する施設で、使用が必要な場合は事前に対策委員と協議してください